

浜松市教育委員会規則第4号

浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成13年浜松市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)～(9) (略)		(1)～(9) (略)	
(10) 社会教育関係 団体に関する事務の 総括に関する事 務の総括に関する こと。	(略)	(10) 社会教育関係 団体（ <u>認定地域ク ラブ活動の運営団 体を除く。</u> ）に 関する事務の 総括に関する こと。	(略)
(11)～(32) (略)		(11)～(32) (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(あらまし)

この規則は、補助執行させている社会教育関係団体に関する事務から、認定地域クラブ活動の運営団体に関する事務を除くものです。